

様式第2号（第4条関係）

空家番号		整理番号	
所在地			
判定年月日			
調査員①		調査員②	
構造		造階数	階建

項目	判断内容	○or×	備考
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態であるか否かの判断基準	建築物又は設備等の破損等	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。	
		浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
	ごみ等の放置、不法投棄	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
ごみ等の放置、不法投棄により、多数の害獣、害虫等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。			
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態であるか否かの判断基準	既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態	景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。	
		地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。	
	周囲の景観と著しく不調和な状態	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	
		多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	
		看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。	
		立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	
敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。			
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であるか否かの判断基準	立木の状態	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、その敷地外に枝等が大量に散らばっている。	
		立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	
	空家等に住みついた害獣等	害獣の鳴き声や活動の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		害獣のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		敷地外に害獣の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		多数の害獣、害虫等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		住みついた害獣が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
	空家等の不適切な管理等	害虫とりわけシロアリが大量に発生し、近隣家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
		門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	
		屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	
	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。		